

多胎妊娠の方は妊婦健康診査の費用を追加助成します

鎌ケ谷市では、多胎妊娠の方の妊婦健康診査費用助成を行います。費用助成を受けるには、市に償還払い（払い戻し）の申請をすることが必要です。

費用助成を受けられる方・助成対象となる健康診査

多胎妊娠の方で、以下のすべてに該当する場合対象です。

- (1) 健診受診日に鎌ケ谷市に住民登録がある方
- (2) 14回の助成回数を超えて実施した妊婦健康診査（健康保険適用外の妊婦一般健康診査）
- (3) 令和7年4月1日以降に実施した妊婦一般健康診査

※妊娠判定までの診療は助成対象外です。



助成金額と回数

健康診査1回につき上限4,500円、最大5回までを助成します。

償還払いの手続きについて

償還払いとは、一度費用を医療機関に支払った後、健康増進課に助成該当額を受け取るための手続きを行うものです。手続きを希望される場合は、下記の書類等を、総合福祉保健センター2階健康増進課窓口にて持参して下さい。

- ①申請書 母子健康手帳交付時にお渡ししていますが、健康増進課窓口でも配布しています。
- ②母子健康手帳 「妊娠中の経過」の記録部分の写しをいただいております。
- ③医療機関の領収書（写し） 保険適用外の健康診査費用であり、受診者氏名、健診年月日、領収金額、医療機関名の確認ができるものをお持ちください。窓口でコピーをとらせていただきます。
- ④銀行口座がわかる通帳やカード等（申請時に振込みを指定する口座）の写し
※ネットバンキングの場合は、口座番号の写し（コピー）をご持参ください。
- ⑤申請者の本人確認書類 運転免許書、マイナンバーカード等の写しをいただきます。

○申請受付は、それぞれの健診日から2年間を経過する前日までとなります。

○複数回健診を受けた場合は、一括しての申請をお願いいたします。

○申請後は、審査の上、助成該当額を指定された銀行口座に振り込みます。毎月、月末までの申請で翌月の振込みとなります。

《お問い合わせ》 鎌ケ谷市役所 健康増進課 母子保健係
〒273-0195 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1
【TEL】047-445-1393（直通）